

広島県告示第六百七十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

医療法人社団島谷病院	名 称		
福山市新涯町二丁目五番八号	所 在 地		
平成二四年七月二二日	効力を有する期限		
更新	備 考		